

セクシュアルハラスメント防止宣言

セクシュアルハラスメント（以下セクハラ）は、被害者の人格・心身を傷つける人権侵害であり、決して許されない行為です。

そのような行為があると、被害者は深く傷つき、取り返しのつかない程心身を害することになります。さらに、職場での信頼関係が築きにくくなるとともに、職場は環境が悪化して士気が低下したり、市民の信頼を損なうなど、個人にとっても組織にとっても受ける損失は大きくなります。

市では、人権推進や男女共同参画に取り組んでおり、公務員として高い倫理観を求められる私たちが、人権問題と真剣に向き合い、セクハラのない職場を目指し、皆でセクハラ対策に取り組み組織としてセクハラを許さない環境をつくっていかなくてはなりません。

そのために、性的言動をしないことは当然のことながら、親しさを表すつもりでプライベートな話をしたり、相手のプライベートを詮索したり、写真など仕事とは関係ない私物を机に置いたりすることも、セクハラに発展する危険性を大いに秘めています。

プライベートな話をするよりも、仕事をほめたり、仕事に関する話題でコミュニケーションをとることが、職場での信頼関係を高めていくものです。

市民の幸せのために仕事をする市役所は、まず自分たちの職場が楽しくなければ市民のためにいい仕事できません。皆が笑顔で仕事をするために、常に相手への思いやりをもって接し、全職員でセクハラを防止しましょう。

平成 23 年 2 月 7 日

可児市長 富田 成輝